

第1章

最恵国待遇

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則 (Most-Favoured-Nation Treatment = MFN原則) は、WTO協定の基本原則の1つである。

最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO加盟国のA国が、B国 (WTO加盟国であるかどうかを問わない) との交渉において、製品αの関税率を5%に削減すると約束した場合、この関税率はB国以外のすべての加盟国に対しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるということは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。このように、最恵国待遇の本質とは、ある締約国と他の締約国に対して同一の条件を与えるという無差別性にあると言える。貿易の文脈では、同様の物品に対して、原産地国によって異なる扱いを行ってはならないという原則である。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、世界恐慌の影響を受け、世界各国が保護主義政策をとった1930年代には、経済のブロック化を進めるため、英連邦の貿易制限措置 (通称スターリング・ブロック) やフランスのフラン・ブロックなど、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入

され、こうしたブロック経済化が第二次世界大戦の遠因となったとされている。この経験への反省から、第二次世界大戦後、多数国間条約であるGATTにおいて一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易体制の安定化が図られ、それがWTOにも継承された。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易体制を支える基本原則の1つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTOの基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTOルールに整合的に運用されることが必要である。

(2) 法的規律の概要

① 最恵国待遇原則に関する GATT 上の規定

最恵国待遇を定めている GATT の規定としては、GATT 第1条、第3条第7項、第5条及び第17条がある。

(a) 一般的最恵国待遇 (GATT 第1条第1項)

GATT第1条第1項は、関税、輸出入規則、輸出品に対する内国税及び内国規則について、WTO加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、「同種の産品」については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

ここで、「同種の産品」の指す内容が問題とな

るが、WTOの紛争解決における判断の蓄積は多くなく、旧GATT時代の判断が解釈上の先例とされている¹。スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル（BISD 28S/102）によれば、同種の産品は①産品の物理的特性（physical characteristics of the products）、②消費者（their end-users）、③他の締約国の関税分類上の扱い（tariff regimes of other Members）、という3つの要素によって判断される²。同事案では、4種類のコーヒーについて異なる関税が設定されており、これら4種類が「同種の産品」と判断されるかどうかが問題となった。同パネルは前述の3要素に従い、①4種類のコーヒーはほとんどがブレンドされて販売されていること、②消費者は4種類を同一の飲料製品と判断していること、③多くのGATT加盟国の関税分類が4種類について異なった関税率を適用していないことから³、4種類のコーヒーを「同種の産品」と判断し、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異なった関税率を設定したことを最恵国待遇違反とした。

他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ（SPF）とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められているとして、「同種の産品」の判断に当たり、各輸入国の基準に依拠した例もある（日本のSPF製材に関するパネル、BISD 36S/167）。

なお、同種の産品であるにもかかわらず輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行ってれば、当然にGATT第1条第1項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT第1条第1項の違反となりうる。

こうした事実上の差別が問題となった事案として、カナダの自動車に関する措置（DS139）がある。同事案では、所定の条件のもと米国からの輸入者の関税を無税にするカナダの制度が問題となった。同制度は、規定上は所定の条件を満たすことでどの国の企業にも当該制度を利用する可能性が開かれていたが、実際には米カナダFTAの締結に伴い新規の申請を停止しており、事実上、ほぼ米国企業のみが利用可能な制度となっていた。パネル・上級委員会とも本件措置が事実上の差別に当たると判断して、GATT第1条第1項の違反を認定した。

(b) 産品の混合、加工または使用に関する数量又は割合の無差別適用（GATT第3条第7項）

GATT第3条7項は、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用に関する内国の数量規則について、締約国はその数量又は割合を国外の供給源別に割り当てるような方法で適用してはならないと規定する。同項は産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の最恵国待遇を定めており、GATT第1条を補足している。

(c) 通過の自由の保障に関する無差別適用（GATT第5条）

GATT第5条は、締約国の国境を通過する運送に対し、締約国は国際通過に最も便利な経路でその領域を通過する自由を与えることを規定し、こうした保障は船舶の国籍、原産地、仕出地、入国地、出国地もしくは仕向地等の事情に基づく差別を設けてはならないと規定する。これは通過の自由に関する最恵国待遇であり、GATT第1条を補足している。

(d) 数量制限の無差別適用（GATT第13条）

GATT第13条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に

¹ Rudiger Wolfrum, Peter-tobias Stoll, Holger P. Hestermeyer (ed.) “WTO - Trade in Goods” (Max Planck Commentaries on World Trade Law)では上記2事例、Peter Van den Bossche and Werner Zdouc “The Law and Policy of the World Trade Organization: Text, Cases and Materials”ではスペインコーヒー事件のみが掲載。

² Panel Report, Spain-Unroasted Coffee(1981) (BISD 28S/102), Para 4.6.

³ *Ibid.*, Paras 4.7-8.

対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、過去の実績に応じて、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきことなど、数量制限適用に当たって、国家間の公平性を実現できるよう定めており、GATT 第1条を補足している。

前半の数量制限や関税割当を無差別に適用する部分については、冒頭述べた最恵国待遇の本質である無差別性を述べている。すなわち、数量制限や関税割当の例外となる国や同種の製品を作ってはならないことを規定している。

他方、留意が必要な点として、GATT第13条は、輸入制限や関税割当の内容を「その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべき」と規定している。すなわち、輸入制限や関税割当の適用を超えて、具体的な輸入許可数量の割当を形式的に平等にすることは、むしろGATT第13条の違反を構成しうる。例えば、米国のラインパイプに対するセーフガード措置（DS202）に関するパネル判断では、米国がセーフガードの発動に伴いラインパイプに輸入制限を課す際、上記のような国別配分の原則を考慮に入れず輸入元国に対して一律9,000トンの輸入制限を課したことがGATT第13条違反と認定された（パラ7.55）。この点は、例えば同一の税率・法令を適用することが基本となる最恵国待遇とは異なる。

(e) 国家貿易企業 (GATT 第17条)

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。GATT 第17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけているが（第17条第1項(a)）、その一方で商業的考慮のみに従っていれば無差別待遇原則に合致していなくても足りるとしている（第17条第2項(b)）。

② 最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATT にはいくつかの例外が設けられている。

(a) 関税同盟・自由貿易地域 (GATT 第24条)

二以上の国の中で経済関係を強化するために、関税同盟・自由貿易地域の地域貿易協定の取決めがなされることがある。これらの取決めがなされると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残るため、域内諸国と域外諸国とは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかしながら、全面的に禁止することは厳格に過ぎるとして、GATTは厳しい制限の下でこれらの取決めを認めている。GATT 第24条は、①域内における関税その他の貿易に対する障害は、実質的にすべて廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易に対する障害は、設立以前より制限的であってはならないことという要件に適合する場合等に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている（第2部第16章「地域統合」参照）。

(b) 授権条項

一般特惠制度（GSP：Generalized System of Preferences）とは、開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して、最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用される仕組みである。一般特惠制度は、1971年6月のGSPに関するGATT理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」、いわゆる「授権条項」

（Enabling Clause）に基づく措置として、1994年のGATTの一部として認められている。一般特惠関税には、①歴史的、政治的に特殊な関係を有する国（(d)参照等）ではなく、より一般的に開発途上国に対して特惠的関税を適用することができる（この点で「一般」的といえる）、②特惠的関税の受益国が開発途上国に限定されている、③先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵であるとい

った特徴がある。また、特惠受益国等のうち、通常の途上国とは区別される後発開発途上国（47カ国）に対しては、特別特惠対象品目について無税等が提供されるなど更なる優遇措置が維持されている。

地域貿易協定については、開発途上国同士が締結する協定の場合は授權条項に基づく特惠により、GATT第24条に規定される要件を満たす必要がなく、また締約国はGATT 第1条の規定に関係なく、異なるかつ有利な待遇を他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができるとされている⁴。

(c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用 (WTO 設立協定第 13 条)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定) 第13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間においてWTO設立協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。第1に、GATT締約国であったWTO 原加盟国の間で、WTO協定効力発生前にGATT 第35条の規定(注)が当該国間で適用され⁵、協定効力発生時に有効であった場合である。第2に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議(一般理事会)で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議(一般理事会)に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

(注) GATT第35条にも不適用に関する規定があるが、WTO 設立協定第13条の方が優先すると考えられている。WTO 設立協定第16条第3項は、「この協定の規定といずれ

かの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与えられないことになり、最恵国待遇原則が適用されない結果となる。

この規定は、WTOへの新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待遇を与えるとともに、すべての国がB国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たるA国が、新加盟国であるB国との間にWTO上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTOへの加盟の条件は加盟国総数の3分の2以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO設立協定第13条を援用することにより、AとBの両国間に限ってはWTO協定に基づく義務を生じさせないこととして、A国の意思を尊重することができる。また、A国のような事情を有する国が3分の1以上あり、B国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国にWTO設立協定第13条の援用を認めることで、B国の加盟を実現できるようになる。

協定不適用の通報例については、以下の表を参照のこと。

協定不適用通報国	経緯
米国	1995年 ルーマニアに対し、協定不適用を通報 (1997年2月、撤回) 1997年 モンゴルに対し、協定不適用を通報 (1999年7月、撤回) キルギスに対し、協定不適用を通報 (2000年9月、撤回)

⁴ 授權条項に基づく地域貿易協定の実例は、WTO Analytical Index, Volume 1, PP383-388 に記載されている。

⁵ GATT 第35条は当初日本にも適用されていたが、1970年代に入って欧州各国が援用措置を撤廃したことで、我が国も国際通商システムに正式に加わるようになった。

	2000年	グルジアに対し、協定不適用を通報 (2001年1月、撤回)
	2001年	モルドバに対し、協定不適用を通報
	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報 (2005年2月、撤回)
	2007年	ベトナムに対し、協定不適用を通報 (2007年1月、撤回)
トルコ	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報
エルサルバドル	2001年	中国に対し、協定不適用を通報

(d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定（GATT第24条第3項）及び英国連邦等GATT成立当時存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠（GATT第1条第2項）等がある⁶⁷。また、公徳の保護、生命又は健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外（GATT第20条）及び安全保障例外（GATT第21条）は、最恵国待遇義務にも適用がある。

加えて、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO設立協定第9条第3項に基づき4分の3以上の加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている（WTO設立協定第9条第4項）⁸。

③ GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO協定によって多くの分野に拡張され、それぞれ最恵国待遇の原則、例外を定めている。まず、貿易の技術的障害や基準・規格に関する分野では、TBT協定第2.1条において、強制規格に関し最恵国待遇義務を定めている。TBT協定第2.1条における最恵国待遇義務の規定は、文言自体もGATT第

1条における最恵国待遇義務の規定と異なっており、解釈としても異なると上級委員会が判断したケースがある（EU-アザラシ事件）。このケースにおいて上級委員会は、GATT第1条における最恵国待遇義務は、措置の目的が正当であるかどうかを考慮せず、措置が同種輸入品の競争条件を悪化させているかどうかという点のみに基づいて判断がなされるとしたが、他方で、TBT協定第2.1条における最恵国待遇義務は、措置の目的を考慮して違反か否かが判断されるとした。この差異について、GATTにおいては規制目的が第20条（一般的例外規定）で考慮されること、TBT協定にはGATT第20条のような一般的例外規定が存在しないことを理由として挙げた。ただし、GATTにおいてもTBT協定においても、措置の目的が考慮されることに違いはなく、措置が違反とされるかどうかの結論が、両協定間で異なるわけではない。

その他、SPS協定第2条では、衛生植物検疫措置について最恵国待遇義務を定めている。また、政府調達協定第4条では、政府調達について無差別待遇義務を定めており、同第3条で、一般的例外を定め、無差別待遇義務からの免除についても規定している。

サービス貿易及び知的財産権の分野では、サービス協定第2条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS協定第4条が知的財産権の保護における他の加盟国の国民への最恵

⁶ 1992年12月発出のWTO事務局ノート（MTN.TNC/LD/W/1）を参照。

⁷ 最恵国待遇固有の例外ではないが、特定の条件のもとでのみ援用できる例外規定が存在する。こうした規定としては、ダンピング防止税及び相殺関税（GATT第6条）や国際収支例外（GATT第14条）（ただし、これはGATT第1条ではなく①で述べたGATT第13条の数量制限の無差別適用に対する例外）、経済開発に対する政府援助（GATT第18条第20項）、無効化または侵害に基づく譲許停止（GATT第23条第2項）等が該当する。

⁸ 2011年9月末現在、合計で31件のウェーバーの決定がなされている（WTO Analytical Index, Volume 1, PP47）。

国待遇付与を定めている。サービス協定では個別分野での具体的措置に限って、サービス協定第2条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外としている（TBT協定及びSPS協定については、第11章「基準・認証制度」、政府調達協定については、第14章「政府調達」、サービス貿易及び知的財産権については、第12章「サービス貿易」及び第13章「知的財産保護制度」の該当部分を参照）。

その他、GATT 以外に最恵国待遇の規定からの逸脱が認められる条件を定めた規定が存在する。例えば、AD 協定、補助金協定、セーフガード協定、ライセンス協定、加盟議定書等がこれに当たる（AD 協定については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、補助金協定については、第 7 章「補助金・相殺措置」、セーフガード協定については、第 8 章「セーフガード」の該当部分を参照）。

(3) 経済的視点及び意義

最恵国待遇原則は概要、下記 3 点の意義を有している。

① 世界経済の効率化

第 1 に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B 国の方が C 国よりも安価に A 国に産品 α を供給できると想定する。A 国は産品 α を B 国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B 国に対する A 国の関税が C 国に対するものと比べ非常に高いとすると、A 国は非効率な供給源である C 国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効

果により A 国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この 3 か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A 国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A 国はより安価な B 国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現されるのである。

② 自由貿易体制の安定化

第 2 に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うに当たっても各国に同様に適用させる義務を課すため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入のコストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

③ 自由貿易体制の維持費用の減少

第 3 に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO 加盟国は他国が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約したりすることができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っているのである。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO 加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

2. 主要ケース

最恵国待遇原則は、内国民待遇原則と並んでGATTの基本原則としてGATTの紛争処理手続において援用されている。ただし、多くの場合は最恵国待遇の問題に加えて、内国民待遇、数量制限、貿易関連投資措置、原産地規則、基準認証等、他の規定もしばしば援用されるため、先例は少ない。本章においては、最恵国待遇が大きな問題となったカナダの自動車に関する措置、EUのバナナに関する措置、及び開発途上国に対する関税特恵の差別的供与、EUのアザラシの販売禁止措置について取り上げる。

(1) カナダー自動車に関する措置 (DS139)

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた制度であったが、米加自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無税で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては6.1%の関税（2000年12月時点）が賦課されていた。

日本は、1998年7月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年11月にはパネル設置要請を行って、2000年2月にパネル報告1999年2月に同一案件に係るEUの申立てを併せて審査するための単一パネルが設置された。同年5月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置がGATT第1条第1項（最恵国待遇）、第3条第4項（内国民待遇）、補助金協定、及びサービス協定第17条（サービスの内国民

待遇）に違反するとの判断が出された（なお、卸売サービスに関するサービス協定第2条（最恵国待遇）及び第17条（内国民待遇）違反をパネルが認定した点については、上級委員会は事実認定が不十分であるとして当該判断を覆した）。

(2) EUーバナナに関する措置 (DS27)

EUがACP（アフリカ、カリブ海、太平洋）諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、EUは、バナナの関税割当制度について、その数量枠及び税率等の面でこれらACP諸国産のバナナを優遇する特恵措置を採用しており、同制度は、GATT時代に2回パネルで争われている（第15章「地域統合」参照）。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EUは新たな関税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度についても不満を示し、特に、関税割当のライセンス発給システムによるACP諸国産バナナの取扱いの優遇及びEUとフレームワーク合意を締結した中南米のバナナ生産国（特にコロンビア、コスタリカ）に対する割当の優遇がWTO協定違反であるとして、他の中南米諸国（エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ）とともにGATT第22条に基づいた協議を行った後、WTOパネルが設置された（1996年5月）。本件パネルには、我が国も第三国参加した。

1997年5月に提出されたパネル報告書では、以下の主要論点につき、EUの措置はWTO不整合と認定された。上級委員会もこの内容を基本的に支持した。

①第三国及び非伝統的ACP諸国産バナナに関する関税割当の数量枠のうちの一定部分をEU域内産バナナ又は伝統的ACP諸国産バナナの取扱業者に限って割当てを行うことは、GATT第1条第1項（最恵国待遇）及び第3条第4項（内国民待遇）に違反する。また、ロメ協定の下でのGATT第1条第1項に関するウェーバー（義務の免除）の範囲は、第三国及び非伝統的ACP諸国産バナナの輸入に適用され

るライセンス手続には及ばず、GATT第1条第1項についてのWTO協定上の義務は依然として有効である。

②上記①の関税割当の数量枠について、伝統的ACP諸国産バナナの取扱業者に対して優先的な割当を行うことは、第三国の流通業者を競争上不利に扱うものであり、サービス協定第2条(最恵国待遇)及び第17条(内国民待遇)に違反する。

③フレームワーク合意については、コロンビアとコスタリカのみをEUへのバナナ輸出の実質的関心国として合意を行ったことについては否定されないとしつつも、実質的関心のない国の一部(ニカラグア、ベネズエラ等)と合意し割当を行う一方で、グアテマラ等に割当を行っていないことはGATT第13条第1項(数量制限の無差別適用)に違反する。なお、フレームワーク合意に基づく国別シェアが反映されている譲許表の記述内容とGATT第13条との優先関係については、GATT第13条が優先する。

(ロメ協定との関連について第15章「地域統合」を、EUの勧告実施を巡る米・EU間の争いについて第14章「一方的措置」を参照)。

(3) EU—開発途上国に対する関税特恵の差別的供与 (DS246)

2001年12月10日、欧州理事会によって一般関税特恵の枠組み「理事会規則2501/2001」が発表された。本規則は、①一般規定、②労働権保護のための特別規定、③環境保護のための特別規定、④後発途上国のための特別規定、及び⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規定(ドラッグ・アレンジメント)の5つから構成され、適用期間は2002年1月1日から2004年12月31日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの12か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象

国12か国のみが規定の対象品目について無関税でEU市場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通常の関税率又は割引された関税率でしかEU市場に輸出できないことは差別であるとして、2002年3月、WTOに対して最恵国待遇違反及び授權条項違反を申立てた。

2002年12月には、インドはパネル設置要請を行い、2003年12月に同パネル報告が加盟国配布された。本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることからGATT第1条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置のGATT違反は、授權条項によっても正当化されないと判断した。更に、EUが主張していたGATT第20条(b)の適用については、第20条(b)は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につきGATTの例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT第20条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004年1月にEUより上訴され、同年4月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授權条項についてWTO協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特恵(GSP)受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にあるすべてのGSP受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべてのGSP受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他のGSP受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様の状況にあるすべてのGSP受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会もEUの違反を認定した。

(4) EU－アザラシの販売禁止措置 (DS400, 401)

TBT第2.1条及びGATT第1条第1項について判断（第Ⅱ部第2章2.主要ケース（4）を参照のこと）。

(5) 米国－マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

TBT第2.1条及びGATT第1条第1項について判断（第Ⅱ部第11章2.主要ケース（3）を参照のこと）。

(6) アルゼンチン－金融サービス (DS453)

GATS第2条第1項について判断（第Ⅱ部第12章2.主要ケース（6）を参照のこと）。

